

改正後	現行	備考																								
<p>I 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令</p> <p>13 章 二酸化炭素放出抑制航行手引書及び二酸化炭素放出抑制指標(二酸化炭素放出抑制航行手引書)</p> <p>47.0(a) (略)</p> <p>(b) 検査規則第 1 条の 22 の改造に該当する場合並びに承認を受けた本手引書に技術基準第 47 条第 5 号の消費した燃料油の実績の収集及び報告の方法を追記する又は変更する場合以外において、本手引書の記載内容(技術基準省令第 47 条に係る記載内容に限る。)を変更する場合は、変更後の内容を記載した該当ページを本手引書に追補することとする。</p> <p>(c) (略)</p> <p>(d) (c) による記載例中、対応する項目及び留意事項については、以下のとおり。</p>	<p>I 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令</p> <p>第 13 章 二酸化炭素放出抑制航行手引書及び二酸化炭素放出抑制指標(二酸化炭素放出抑制航行手引書)</p> <p>47.0(a) (略)</p> <p>(b) 検査規則第 1 条の 22 の改造に該当する場合以外において、本手引書の記載内容(技術基準省令第 47 条に係る記載内容に限る。)を変更する場合は、変更後の内容を記載した該当ページを本手引書に追補することとする。</p> <p>(c) (略)</p> <p>(d) (c) による記載例中、対応する項目及び留意事項については、以下のとおり。</p>																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="810 1727 975 2098">技術基準省令第 47 条</th> <th data-bbox="810 1368 975 1727">検査心得 附属書 [19]</th> <th data-bbox="810 1202 975 1368">留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="975 1727 1098 2098">(略)</td> <td data-bbox="975 1368 1098 1727">(略)</td> <td data-bbox="975 1202 1098 1368">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1098 1727 1345 2098">第四号: 第二号に規定する取組の実施状況に係る評価に関する事項</td> <td data-bbox="1098 1368 1345 1727">(略)</td> <td data-bbox="1098 1202 1345 1368">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1345 1727 1495 2098">第五号: 当該二酸化炭素放出抑制対象船舶(海上保安庁の使用する船舶を除く。)であつて総トン数五千トン以上のものにあつては、当該船舶において消費した燃</td> <td data-bbox="1345 1368 1495 1727">第 2 部</td> <td data-bbox="1345 1202 1495 1368">燃料油の消費量の収集方法が、3 つの方法 (1: 燃料油供給証明書、2: 流量計、3: 燃料油タンクの主メタリング) のうち、船舶の設備等を踏まえ、当該船舶</td> </tr> </tbody> </table>	技術基準省令第 47 条	検査心得 附属書 [19]	留意事項	(略)	(略)	(略)	第四号: 第二号に規定する取組の実施状況に係る評価に関する事項	(略)	(略)	第五号: 当該二酸化炭素放出抑制対象船舶(海上保安庁の使用する船舶を除く。)であつて総トン数五千トン以上のものにあつては、当該船舶において消費した燃	第 2 部	燃料油の消費量の収集方法が、3 つの方法 (1: 燃料油供給証明書、2: 流量計、3: 燃料油タンクの主メタリング) のうち、船舶の設備等を踏まえ、当該船舶	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="810 842 975 1202">技術基準省令第 47 条</th> <th data-bbox="810 607 975 842">検査心得 附属書 [19]</th> <th data-bbox="810 327 975 607">留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="975 842 1098 1202">(略)</td> <td data-bbox="975 607 1098 842">(略)</td> <td data-bbox="975 327 1098 607">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1098 842 1345 1202">第四号: 第二号に規定する取組の実施状況に係る評価に関する事項</td> <td data-bbox="1098 607 1345 842">(略)</td> <td data-bbox="1098 327 1345 607">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1345 842 1495 1202">(新設)</td> <td data-bbox="1345 607 1495 842">(新設)</td> <td data-bbox="1345 327 1495 607">(新設)</td> </tr> </tbody> </table>	技術基準省令第 47 条	検査心得 附属書 [19]	留意事項	(略)	(略)	(略)	第四号: 第二号に規定する取組の実施状況に係る評価に関する事項	(略)	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	
技術基準省令第 47 条	検査心得 附属書 [19]	留意事項																								
(略)	(略)	(略)																								
第四号: 第二号に規定する取組の実施状況に係る評価に関する事項	(略)	(略)																								
第五号: 当該二酸化炭素放出抑制対象船舶(海上保安庁の使用する船舶を除く。)であつて総トン数五千トン以上のものにあつては、当該船舶において消費した燃	第 2 部	燃料油の消費量の収集方法が、3 つの方法 (1: 燃料油供給証明書、2: 流量計、3: 燃料油タンクの主メタリング) のうち、船舶の設備等を踏まえ、当該船舶																								
技術基準省令第 47 条	検査心得 附属書 [19]	留意事項																								
(略)	(略)	(略)																								
第四号: 第二号に規定する取組の実施状況に係る評価に関する事項	(略)	(略)																								
(新設)	(新設)	(新設)																								

<p>料油の実績の収集及び報告の方法</p> <p>※平成30年3月1日より前に承認を受けている二酸化炭素放出抑制航行手引書については、平成30年12月31日まで、本事項を追記のうえ「二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認等業務要領（平成27年国海環第66号）」による確認を受けること（根拠：海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成30年3月1日国土交通省令第10号）附則第2条）。</p>	<p>船舶職員が実施可能な方法が記載されていること。</p> <p>収集の方法については付録V（二酸化炭素を直接測定する場合は付録VI）の方法が記載されていること。報告の方法は、付録VII 第1号様式を使用することが記載されており（その内訳の様式は同第2～3号以外のものでも差し支えない）、次の事項が記載されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年の実績の根拠となる記録を、翌年の1年間は、すぐに利用できる状態で保管し、主管庁の求めがあれば提出する。 ・主管庁/船舶所有者が変更になった場合、（変更前の）船舶所有者は、変更後速やかに、暦年の途中まで対応する実績を集計し、（変更前の）主管庁へ報告する。 <p>なお、二酸化炭素放出抑制対象船舶（海上保安庁の使用する船舶を除く。）であって、総トン数五千トン以</p>			
---	---	--	--	--

<p>第六号： 法第十九条の二十六第一項の確認を受けなければならぬ二酸化炭素放出抑制対象船舶にあっては、当該確認に係る同項に規定する二酸化炭素放出抑制指標</p>	<p>(略)</p>	<p>上のもの以外については記載を要しない。</p> <p>(略)</p>
<p>附属書〔19〕二酸化炭素放出抑制航行手引書</p>		
<p>VI. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則関係検査心得</p>		
<p>12-17-6-3.1(a) (略)</p>	<p>12-17-15.3(a) 外国船舶への変更又は船舶所有者の変更となった場合（収集する実績の対象期間が1年未満であつて、当該対象期間が属する年（暦年）に燃料油消費実績報告書履行確認書が交付される場合に限る。）にあっては、有効期間は、交付した日からその属する年の翌々年の5月31日までとすること。</p>	
<p>12-17-16 (a)</p>	<p>交付を受けて船舶に備え置かなければならぬ燃料油消費実績報告書履行確認書には、第二議定書締結国の政府が第二議定書の規定に基づいて交付した燃料油消費実績報告履行確認書に相当する書面を含む。</p>	
<p>38.1.5(a)</p>	<p>次のいずれかに該当する場合には、（変更後の）船舶所有者に、当該該当することとなった日からその年の十二月三十一日までの間の消費した燃料油の実績に関し、翌年三月三十一日までに</p>	
<p>第五号： 法第十九条の二十六第一項の確認を受けなければならぬ二酸化炭素放出抑制対象船舶にあっては、当該確認に係る同項に規定する二酸化炭素放出抑制指標</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>附属書〔19〕二酸化炭素放出抑制航行手引書</p>		
<p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則関係検査心得</p>		
<p>12-17-6-2.1(a) (略)</p>	<p>(新設)</p>	
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	

別添①
※一部追加

<p>報告書を提出させること。</p> <p>(1) <u>初めて日本国領海等以外の海域において航行の用に供する場 合</u></p> <p>(2) <u>外国船舶から日本船舶へ変更となる場合</u></p> <p>(3) <u>船舶所有者の変更となる場合</u></p> <p>38.1.5(b) 次のいずれかに該当する場合には、(変更前の)船舶所 有者には、その年の1月1日(その後、38.1.5(a)に該当した場合 にあつては、当該該当することとなった日)から次のいずれかに該 当することとなった日までの間の消費した燃料油の実績に関し、変 更後速やかに報告書を提出させること。</p> <p>(1) <u>日本船舶から外国船舶へ変更となる場合</u></p> <p>(2) <u>船舶所有者の変更となる場合</u></p> <p>なお、検査規則第1条の各号(第3号を除く。)に掲げる 事由に該当することにより、IEE 証書を返納する場合は、当該該当 することとなった日が属する年の実績について報告することを要さ ない。</p>	<p>(新設)</p>
--	-------------

附 則

この改正は、平成30年3月1日から適用する。

改正後	現行	備考
<p>【目次】</p> <p>I 凡例</p> <p>II 手引書承認等及び燃料油消費実績報告書の確認心得関係</p> <p>III 手引書承認等の方法関係</p> <p>IV 事務取扱要領関係</p> <p>○ 様式</p> <p>○ 記入例</p> <p>I 凡例</p> <p>検査心得：海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則 検査心得</p> <p>II 手引書承認等及び燃料油消費実績報告書の確認心得関係</p> <p>以下、二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認、二酸化炭素放出抑制指標に係る確認及び燃料油消費実績報告書の確認に関する規定及び検査心得の主な関連部分を記載する。</p> <p>(二酸化炭素放出抑制対象船舶)</p> <p>1. 二酸化炭素放出抑制対象船舶は、日本国領海等のみを航行する船舶以外の船舶であって、総トン数400トン以上の船舶である。ただし、陸上自衛隊又は海上自衛隊(防衛大学校を含む。)の使用する船舶、引かれ船等及び天然資源等及び天然資源の掘採又は貯蔵の用に供する船舶及び通常は日本国領海等のみを航行する船舶であって、臨時に単一の国際航海の用に供するものを除く。</p> <p>※根拠法令等：法第19条の25、検査規則第1条の20及び第1条の21</p> <p>※「通常は日本国領海等のみを航行する船舶であって、臨時に単一の国際航海の用に供するもの」には、本邦外でのドック入りなど、臨時的であっても往復の国際航海を行う船舶は該当しない。</p>	<p>【目次】</p> <p>I 凡例</p> <p>II 手引書承認等心得関係</p> <p>III 手引書承認等の方法関係</p> <p>IV 事務取扱要領関係</p> <p>○ 様式</p> <p>○ 記入例</p> <p>I 凡例</p> <p>検査心得：海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等 検査心得</p> <p>II 手引書承認等心得関係</p> <p>以下、二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認及び二酸化炭素放出抑制指標に係る確認に関する規定及び検査心得の主な関連部分を記載する。</p> <p>(二酸化炭素放出抑制対象船舶)</p> <p>1. 二酸化炭素放出抑制対象船舶は、日本国領海等のみを航行する船舶以外の船舶であって、総トン数400トン以上の船舶である。ただし、海上自衛隊(防衛大学校を含む。)の使用する船舶、引かれ船等及び天然資源の掘採又は貯蔵の用に供する船舶を除く。</p> <p>※根拠法令等：法第19条の25、検査規則第1条の20及び第1条の21(新設)</p>	

2. (略)

3. 二酸化炭素放出抑制航行手引書に消費した燃料油の実績の収集及び報告の方法を記載し、当該実績を収集し報告しなければならぬ船舶は、二酸化炭素放出抑制対象船舶(海上保安庁の使用する船舶を除く。)であって総トン数5000トン以上のものである。

※根拠法令等：技術基準省令第47条第5号、施行規則第38条第1項の表第5号

(二酸化炭素放出抑制航行手引書の記載項目)

4. 二酸化炭素放出抑制航行手引書の記載項目の留意事項は、検査心得I 47.0(d)のとおり。

<参考>

○検査心得I 47.0(d)

技術基準省令第47条 (略)	検査心得 附属書 [19] (略)	留意事項
第四号：第二号に規定する取組の実施状況に係る評価に関する事項	(略)	(略)
第五号：当該二酸化炭素放出抑制対象船舶(海上保安庁の使用する船舶を除く。)であつて総トン数五千トン以上のものにあつては、当該船舶において消費した燃料油の実績の収集及び報告の方法	第2部 (略)	燃料油の消費量の収集方法が、3つの方法(1：燃料油供給証明書、2：流量計、3：燃料油タンクのモニタリング)のうち、船舶の設備等を踏まえ、当該船舶の船舶職員が実施可能な方法が記載されていること

2. (略)

(新設)

(二酸化炭素放出抑制航行手引書の記載項目)

3. 二酸化炭素放出抑制航行手引書の記載項目の留意事項は、検査心得I 47.0(d)のとおり。

<参考>

○検査心得I 47.0(d)

技術基準省令第47条 (略)	検査心得 附属書 [19] (略)	留意事項
第四号：第二号に規定する取組の実施状況に係る評価に関する事項 (新設)	(略) (略) (新設)	(略) (略) (新設)

※平成30年3月1日より前に承認を受けている二酸化炭素放出抑制航行手引書については、平成30年12月31日までに、本事項を追記のうえ「二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認等業務要領（平成27年国海環第66号）」による確認を受けること（根拠：海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成30年3月1日国土交通省令第10号）附則第2条）。

と。
 収集の方法については付録V（二酸化炭素を直接測定する場合は付録VI）の方法が記載されていること。報告の方法は、付録VII第1号様式を使用することが記載されており（その内訳の様式は同第2～3号以外のものでも差し支えない）、次の事項が記載されていること。
 ・前年の実績の根拠となる記録を、翌年の1年間は、すぐに利用できる状態で保管し、主管庁の求めがあれば提出する。
 ・主管庁/船舶所有者が変更になった場合、（変更前の）船舶所有者は、変更後速やかに、暦年の途中まで対応する実績を集計し、（変更前の）主管庁へ報告する。
 なお、二酸化炭素放出抑制対象船舶（海上保安庁の使用する船舶を除く。）であって、総トン数五千トン以上のもの以外については記載を要しない。

<p>第六号：法第十九条の二十 六第一項の確認を受けなければならぬ二酸化炭素放出抑制対象船舶にあつては、当該確認に係る同項に規定する二酸化炭素放出抑制指標</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>III 手引書承認等の方法関係 手引書承認及び指標確認にあつては、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>1. 手引書の承認 (1) 記載事項が技術基準省令第47条の規定に適合していることを確認すること。記載事項の確認にあつては、検査心得I 47.0(d)表中、留意事項欄に記載された事項について適切に手引書に記載されていることを確認するとともに、検査心得I 附属書 [19] の手引書の記載例付録I ~VIIを参照すること。</p> <p>2. (略)</p>	<p>III 手引書承認等の方法関係 手引書承認及び指標確認にあつては、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>1. 手引書の承認 (1) 記載事項が技術基準省令第47条の規定に適合していることを確認すること。記載事項の確認にあつては、検査心得I 47.0(d)表中、留意事項欄に記載された事項について適切に手引書に記載されていることを確認するとともに、検査心得I 附属書 [18] の手引書の記載例付録I ~IVを参照すること。</p> <p>2. (略)</p>	<p>IV 事務取扱要領関係 [目次] (新設) 0章~5章 (略) (新設) 6章 海洋汚染等防止検査手帳への記載 7章 関係書類の保存 8章 I E E 証書の返納 9章 手引書承認、指標確認及びI E E 証書交付等受付・処理簿の記載(証書等交付時) 10章 手引書承認等の報告(新設)</p>	<p>IV 事務取扱要領関係 [目次] (新設) 0章~5章 (略) (新設) 6章 海洋汚染等防止検査手帳への記載 7章 関係書類の保存 8章 I E E 証書の返納 9章 手引書承認、指標確認及びI E E 証書交付等受付・処理簿の記載(証書等交付時) 10章 手引書承認等の報告(新設)</p>
<p>IV 事務取扱要領関係 [目次] 第1部 二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認等 0章~5章 (略) 6章 燃料油消費実績収集方法等確認書の記載 7章 海洋汚染等防止検査手帳への記載 8章 I E E 証書の返納 9章 手引書承認、指標確認及びI E E 証書交付等受付・処理簿の記載(証書等交付時) 10章 手引書承認等の報告 11章 関係書類及び受付・処理簿の保存</p>	<p>IV 事務取扱要領関係 [目次] (新設) 0章~5章 (略) (新設) 6章 海洋汚染等防止検査手帳への記載 7章 関係書類の保存 8章 I E E 証書の返納 9章 手引書承認、指標確認及びI E E 証書交付等受付・処理簿の記載(証書等交付時) 10章 手引書承認等の報告(新設)</p>	<p>IV 事務取扱要領関係 [目次] (新設) 0章~5章 (略) (新設) 6章 海洋汚染等防止検査手帳への記載 7章 関係書類の保存 8章 I E E 証書の返納 9章 手引書承認、指標確認及びI E E 証書交付等受付・処理簿の記載(証書等交付時) 10章 手引書承認等の報告(新設)</p>	<p>IV 事務取扱要領関係 [目次] (新設) 0章~5章 (略) (新設) 6章 海洋汚染等防止検査手帳への記載 7章 関係書類の保存 8章 I E E 証書の返納 9章 手引書承認、指標確認及びI E E 証書交付等受付・処理簿の記載(証書等交付時) 10章 手引書承認等の報告(新設)</p>

第2部 燃料油消費実績報告書の確認

- 0章 帳簿
- 1章 報告書の受理又は申請書の受付
- 2章 報告受付・処理簿の記載（申請書受付時）
- 3章 燃料油消費実績報告履行確認書の記載
- 4章 燃料油消費実績報告履行確認書の返納
- 5章 報告受付・処理簿の記載（確認書交付時）
- 6章 燃料油消費実績報告履行確認書の交付の報告
- 7章 関係書類及び報告受付・処理簿の保存

第1部 二酸化炭素放出抑制航行手引書承認等

1章 申請書の受付

本章は、次に掲げる手続きに関する要領を記載する。
 5. 及び6. については、法令上、二酸化炭素放出抑制航行手引書の変更の承認を規定していないことによる二酸化炭素放出抑制航行手引書に対する取扱いを記載するものである。
 1～6. (略)
 7. 二酸化炭素放出抑制航行手引書の本通達に基づく確認

(注) 二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認等の対象となる場合（検査心得 I 47.0(a) 関係）

分類	対象となる場合	事務取扱
法第19条の25第1項に基づく承認	① 手引書を新たに作成した場合 ② 検査規則第1条の22の改造に該当する場合	第1部 1章1.
本通達に基づく承認の事実を示す記載の再交付	③ 承認を受けた手引書を滅失等した場合	第1部 1章5.

(新設)

(新設)

1章 申請書の受付

本章は、次に掲げる手続きに関する要領を記載する。
 5. 及び6. については、法令上、二酸化炭素放出抑制航行手引書の変更の承認を規定していないことによる二酸化炭素放出抑制航行手引書に対する取扱いを記載するものである。
 1～6. (略)
 (新設)

(新設)

<p>本通達に基づく書換え</p>	<p>④ IEE 証書の書換えに伴い、<u>二酸化炭素放出抑制航行手引書の記載事項を変更する場合(本表②及び⑤の場合を除く。)</u></p>	<p>第1部 1章6.</p>	<p>1. 手引書承認及び指標承認申請 ①手引書承認等申請書(第一号の五の三様式(検査規則第1条の25関係)) (8)「備考」欄については、以下の事項が記載されていること。 (イ)～(ロ) (略) (新設)</p> <p>2. ～5. (略)</p> <p>6. 二酸化炭素放出抑制航行手引書の書換えの場合 IEE証書の書換えに伴い、二酸化炭素放出抑制航行手引書の記載事項を書き換える場合は、事務取扱要領関係第3号様式「二酸化炭素放出抑制航行手引書書換え申請書」を申請させること。 (注)検査規則第1条の22の改造に該当する場合以外において、本手引書の記載内容(技術基準省令第47条に係る記載内容に限る。)を変更する場合は、変更する内容を記載した書類を本手引書に追補することとなるため、<u>二酸化炭素放出抑制航行手引書の書換えは要しない。</u>(検査心得I 47.0(a)) ①～③ (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>本通達に基づく確認</p>	<p>⑤ 承認を受けた手引書に技術基準省令第47条第5号の消費した燃料油の実績の収集及び報告の方法を新たに追記する又は変更する場合(本表②の場合を除く。)</p>	<p>第1部 1章7.</p>	
<p>本通達に基づく書換え</p>	<p>④ IEE 証書の書換えに伴い、<u>二酸化炭素放出抑制航行手引書の記載事項を変更する場合(本表②及び⑤の場合を除く。)</u></p>	<p>第1部 1章6.</p>	<p>1. 手引書承認及び指標承認申請 ①手引書承認等申請書(第一号の五の三様式(検査規則第1条の25関係)) (8)「備考」欄については、以下の事項が記載されていること。 (イ)～(ロ) (略) (ハ) <u>検査規則第1条の22の改造に該当する場合は、その旨を記載すること。</u></p> <p>2. ～5. (略)</p> <p>6. 二酸化炭素放出抑制航行手引書の書換えの場合 IEE証書の書換えに伴い、二酸化炭素放出抑制航行手引書の記載事項を書き換える場合は、事務取扱要領関係第3号様式「二酸化炭素放出抑制航行手引書書換え申請書」を申請させること。 (削る)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>7. 二酸化炭素放出抑制航行手引書の本通達に基づく確認</p>

承認を受けた二酸化炭素放出抑制航行手引書に技術基準省令第47条第5号の消費した燃料油の実績の収集及び報告の方法を新たに追記する又は変更する場合(※)検査規則第1条の22の改造に該当するため承認を受ける場合を除く。)における本通達に基づく確認については、事務取扱要領関係第4号様式「二酸化炭素放出抑制航行手引書確認申請書」を申請させること。

※消費した燃料油の実績の収集及び報告の方法を変更する場合は、検査心得 附属書 [19] 二酸化炭素放出抑制航行手引書第2部5～9事項について変更する場合をいう。

①二酸化炭素放出抑制航行手引書確認申請書(事務取扱要領関係第4号様式)

・確認事項(以下の点について記載されていることを確認すること。)

(1)以下の項目については、船舶検査事務取扱要領に準じて記載されていること。

(イ)氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(ロ)船名

(ハ)船舶番号

(ニ)船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(2)「二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認番号」については、確認を受けようとする二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認番号が記載されていること。

(3)「二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認年月日」については、確認を受けようとする二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認年月日が記載されていること。

(4)「二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認者」については、確認を受けようとする二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認者が記載されていること。

(5)「確認を受けようとする理由」については、「消費した燃料油の実績の収集及び報告の方法を新たに追記するため」又は「消費した燃料油

の実績の収集及び報告の方法を変更するため」のいずれかが記載されていること。

② 二酸化炭素放出抑制航行手引書確認申請書の添付書類

・ 確認事項 (以下の書類が添付されていることを確認すること。)

(1) 承認を受けた二酸化炭素放出抑制航行手引書の写し

2章 手引書承認、指標確認及び国際二酸化炭素放出抑制船舶証書交付等
受付・処理簿 (略)

3章 手引書承認等

1章1. 又は1章7. の受付を行った時は、Ⅲ手引書承認等の方法関係により手引書の審査又は指標確認を行うこと。

1章6. 又は1章7. の受付を行った時は、二酸化炭素放出抑制航行手引書の書換を行う事項に二重線を引き、余白部分に新たな事項を記載すること。また、二重線を引いた部分には、地方運輸局の略符のゴム印を赤色で押印すること。手引書の表紙の記載の変更については、検査事務取扱要領「1.4 海洋汚染等防止検査手帳」1.4.1 表紙(3)に準じて処理することとする。なお、変更の記録については、1.8.2(ロ)に準じて処理すること。(標準様式にあっては、「主管庁又は船級協会」欄がないため「変更事項」欄に記載するものとする。)

4章 IEE証書の記載

【国際二酸化炭素放出抑制船舶証書 (IEE証書) 本紙】

1～3 (略)

4. 「船籍港」欄については、和英併記により記載すること。この場合において、船籍港を有しない船舶(定係港の船舶)にあっては、記載を要しない。記載は、検査事務取扱要領1.5.1(3)によること。

5～9 (略)

2章 手引書承認、指標確認及び国際二酸化炭素放出抑制船舶証書交付等
受付・処理簿 (略)

3章 手引書承認及び指標確認

1章1. の受付を行った時は、Ⅲ手引書承認等の方法関係により手引書の審査及び指標確認を行うこと。

1章6. の受付を行った時は、二酸化炭素放出抑制航行手引書の書換を行う事項に二重線を引き、余白部分に新たな事項を記載すること。また、二重線を引いた部分には、地方運輸局の略符のゴム印を赤色で押印すること。手引書の表紙の記載の変更については、検査事務取扱要領「1.4 海洋汚染等防止検査手帳」1.4.1 表紙(3)に準じて処理することとする。なお、変更の記録については、1.8.2(ロ)に準じて処理すること。(標準様式にあっては、「主管庁又は船級協会」欄がないため「変更事項」欄に記載するものとする。)

4章 IEE証書の記載

【国際二酸化炭素放出抑制船舶証書 (IEE証書) 本紙】

1～3 (略)

4. 「船籍港」欄については、和英併記により記載すること。この場合において、船籍港を有しない船舶(定係港の船舶)にあっては、記載を要しない。記載は、検査事務取扱要領1.5.1(3)によること。

5～9 (略)

5章 (略)

6章 燃料油消費実績収集方法確認書の記載

本章については、燃料油消費実績収集方法等確認書 (Confirmation of Compliance) の様式が決定され次第、本通達を改正し当該確認書に係る事務取扱を規定する予定。

※その決定までの間に1章7.の確認を行った場合には当該確認書を交付せず、その決定を受けて本通達が改正され次第交付することとする。

7章 海洋汚染等防止検査手帳への記載

1. 二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認又は IEE 証書を交付したときに、「(5) 検査の記録 検査に関する記事」の欄に地方運輸局にて次の例により記載し、海洋汚染等防止検査手帳にファイルすること。

5章 (略)

(新設)

6章 海洋汚染等防止検査手帳への記載

1. 二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認又は IEE 証書を交付したときに、「(5) 検査の記録 検査に関する記事」の欄に地方運輸局にて次の例により記載し、海洋汚染等防止検査手帳にファイルすること。

(1) 二酸化炭素放出抑制航行手引書を承認した場合

(5) 検査の記録

船名 第三京浜丸 総トン数 12350 検査開始日 検査終了日

タンカー 有害液体物質ばら積船 検査開始日 検査終了日

タンカー及び有害液体物質ばら積船以外の船舶 船舶

ふん尿等排出防止設備を設置している 船舶

有害水ノズルの排出防止に関する設備を設置している 船舶

放出量確認対象原動機を設置している 船舶

揮発性物質放出防止設備を設置している 船舶

検査場所 入渠 上架 停泊

臨検単位 臨検回数 国際海洋汚染等防止証書を受有している

検査の種類

第1回定期検査 新造 保解 第1種中間検査

第2回以降定期検査 第2種中間検査

臨時航行検査 臨時検査 指定 その他

指定事項等

検査に関する記事
 二酸化炭素放出抑制航行手引書(承認番号:第 号、用途○○○)
 二酸化炭素放出抑制船舶証書(第 号)を交付した。
 日 付 地方運輸局 駁符のゴム印

(1) 二酸化炭素放出抑制航行手引書を承認した場合

(5) 検査の記録

船名 第三京浜丸 総トン数 12350 検査開始日 検査終了日

タンカー 有害液体物質ばら積船 検査開始日 検査終了日

タンカー及び有害液体物質ばら積船以外の船舶 船舶

ふん尿等排出防止設備を設置している 船舶

(新設) 船舶

放出量確認対象原動機を設置している 船舶

揮発性物質放出防止設備を設置している 船舶

検査場所 入渠 上架 停泊

臨検単位 臨検回数 国際海洋汚染等防止証書を受有している

検査の種類

第1回定期検査 新造 保解 第1種中間検査

第2回以降定期検査 第2種中間検査

臨時航行検査 臨時検査 指定 その他

指定事項等

検査に関する記事
 二酸化炭素放出抑制航行手引書(承認番号:第 号、用途○○○)
 二酸化炭素放出抑制船舶証書(第 号)を交付した。
 日 付 地方運輸局 駁符のゴム印

(2) 船級船に対して IEE 証書を交付した場合

(5) 検査の記録

船名 第三京浜丸 総トン数 12350 検査終了日

タンカー 検査開始日

有害液体物質ばら積船

タンカー及び有害液体物質ばら積船以外の船舶

ふん尿等排出防止設備を設置している

左舷/右舷の排出防止に関する設備を設置している

放出量確認対象原動機を設置している 硫黄酸化物放出低減装置を設置している

揮発性物質放出防止設備を設置している 船舶発生油等焼却設備を設置している

検査場所 入渠 上架 停泊

臨検単位 臨検回数 国際海洋汚染等防止証書を保有している

検査の種類

第1回定期検査 新造 修繕 第1種中間検査

第2回以降定期検査 第2種中間検査

臨時航行検査 臨時検査 指定 その他

指定事項等

検査に関する記事
国際二酸化炭素放出抑制船舶証書(第 号)を交付した。
日付 地方運輸局 略符のゴム印

8章～10章 (略)

11章 関係書類及び受付・処理簿の保存

1. 二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認、再交付、書換え若しくは確認又は IEE 証書の交付、再交付又は書換えを行った後は、関係する申請書、

(2) 船級船に対して IEE 証書を交付した場合

(5) 検査の記録

船名 第三京浜丸 総トン数 12350 検査終了日

タンカー 検査開始日

有害液体物質ばら積船

タンカー及び有害液体物質ばら積船以外の船舶

ふん尿等排出防止設備を設置している

(新設)

放出量確認対象原動機を設置している 硫黄酸化物放出低減装置を設置している

揮発性物質放出防止設備を設置している 船舶発生油等焼却設備を設置している

検査場所 入渠 上架 停泊

臨検単位 臨検回数 国際海洋汚染等防止証書を保有している

検査の種類

第1回定期検査 新造 修繕 第1種中間検査

第2回以降定期検査 第2種中間検査

臨時航行検査 臨時検査 指定 その他

指定事項等

検査に関する記事
国際二酸化炭素放出抑制船舶証書(第 号)を交付した。
日付 地方運輸局 略符のゴム印

7章～9章 (略)

10章 関係書類及び受付・処理簿の保存

1. 二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認、交付、再交付又は IEE 証書の書換えを行った後は、関係する申請書、書類及び手引書又は IEE 証書の

改正後	現行	備考
<p>1. 関係書類</p> <p>1.5 国際海洋汚染等防止証書</p> <p>1.5.2 国際油汚染防止証書(「IOPP 証書」)</p> <p>(6) 追補(油タンカーの記録)の記載は、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>(イ) ~ (〜) (略)</p> <p>(ト) (削除)</p> <p>(チ) ~ (リ) (略)</p> <p>(ヌ) 「5.1」は、SBTの設置が要求されていない油タンカーであつて、任意に条約附属書I第18規則(技術基準省令第15条)又は第18規則I2から第18規則I5まで(技術基準省令第20条)に適合するSBTを備えているものに該当する場合には、×印を記入する。</p> <p>(ル) (削除)</p> <p>(ヲ) (削除)</p> <p>(ワ) (削除)</p>	<p>2. 関係書類</p> <p>1.5 国際海洋汚染等防止証書</p> <p>1.5.2 国際油汚染防止証書(「IOPP 証書」)</p> <p>(6) 追補(油タンカーの記録)の記載は、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>(イ) ~ (〜) (略)</p> <p>(ト) 「1.11.8」及び「1.11.9」に該当する船舶は、附属書 [1] 2.2(2)により取り扱うこと。</p> <p>(チ) ~ (リ) (略)</p> <p>(ヌ) 「5.1」は、次の表のとおり取り扱うこと。</p> <p>① 原油タンカー(原油・精製油運搬船を含む。) (図は省略)</p> <p>② 精製油運搬船 (図は省略)</p> <p>(ル) 「5.2」は、SBTを設置している船舶(SBTの設置が要求されていない油タンカー(「5.1.6」に該当する油タンカー)であつて、任意に条約附属書I第18規則(技術基準省令第15条)又は第18規則I2から第18規則I5まで(技術基準省令第20条)に適合するSBTを備えているものを含む。)について、該当する項目に×印を記入する。</p> <p>(ヲ) 「5.3」は、NN船には該当しない。</p> <p>(ワ) 「5.3.1」の船舶とは、CBTを設置している次に掲げる船舶をいう。</p> <p>① 精製油運搬船であつて、CBTを設置することによりSBTを設置することを免除されている載貨重量トン数4万トン以上7万トン未満のENタンカー及びEEタンカー並びに載貨重量トン数7万トン以上のEEタンカー</p> <p>② 原油・精製油運搬船であつて、COW及びCBTを設置することによりSBTを設置することを免除されている載貨重量トン数4万</p>	

<p>(カ) <u>(削除)</u></p> <p>(コ) <u>(削除)</u></p> <p>(ク) <u>(削除)</u></p> <p>(ケ) 「5.3.2」 (略)</p> <p>(コ) 「5.3.3」</p> <p>COWの操作及び設備の手引書の承認日は、COWの有効性の確認がされ、承認された日とする。 また、「5.3.4」に該当する船舶にあっては、安全性に関する事項を含んだCOWの操作及び設備の手引書の承認日とする。</p> <p>(ツ) <u>(削除)</u></p> <p>(ネ) 「5.6.1」の船舶とは、新船(次のいずれかに該当する船舶)以下「5.6.2」、「5.6.3」及び「5.6.7」において同じ。)である載貨重量トン数5,000トン以上の油タンカーをいう。(技術基準省令附則(平成5年運輸省令第7号)第2条第1項参照)</p> <p>(ナ) 「5.6.2」の船舶とは、新船である載貨重量トン数600トン以上5,000トン未満の油タンカーをいう。</p> <p>(フ) 「5.6.3」の船舶とは、新船である載貨重量トン数600トン未満の油タンカーをいう。</p> <p>(ム) 「5.6.4」の船舶とは、現存船(「5.6.1」に規定する新船以外</p>	<p>トン以上7万トン未満のENタンカー及びEEタンカー並びに載貨重量トン数7万トン以上のEEタンカー(COWモードで運航する場合を除く。)</p> <p>(カ) 「5.3.3」</p> <p>CBTの操作手引書の目付欄は、OPP証書交付時に承認されているものについては当該承認日とし、有効期間の限られている操作手引書については当該有効期間の満了前に当該操作手引書を新たに承認し、IOPP証書の書換えを受けさせること。</p> <p>(ヨ) 「5.3.4」の船舶とは、附属書(1)2.2.1に該当するタンカーをいう。</p> <p>(タ) 「5.3.5」の船舶とは、附属書(1)2.2.2に該当するタンカーをいう。</p> <p>(レ) 「5.4.2」 (略)</p> <p>(ロ) 「5.4.3」</p> <p>COWの操作及び設備の手引書の承認日は、COWの有効性の確認がされ、承認された日とする。 また、「5.4.4」に該当する船舶にあっては、安全性に関する事項を含んだCOWの操作及び設備の手引書の承認日とする。</p> <p>(ツ) 「5.5」に該当する場合は、本省と協議すること。</p> <p>(ネ) 「5.8.1」の船舶とは、新船(次のいずれかに該当する船舶)以下「5.8.2」、「5.8.3」及び「5.8.7」において同じ。)である載貨重量トン数5,000トン以上の油タンカーをいう。(技術基準省令附則(平成5年運輸省令第7号)第2条第1項参照)</p> <p>(ナ) 「5.8.2」の船舶とは、新船である載貨重量トン数600トン以上5,000トン未満の油タンカーをいう。</p> <p>(フ) 「5.8.3」の船舶とは、新船である載貨重量トン数600トン未満の油タンカーをいう。</p> <p>(ム) 「5.8.4」の船舶とは、現存船(「5.8.1」に規定する新船以外</p>		
--	--	--	--

の船舶をいう。以下本項及び「5.6.5」において同じ。)である載
貨重量トン数5,000トン以上の油タンカーをいう。

①～② (略)

(ウ) 「5.6.5」は、該当する項目を×としその他は－とすること。

①～③ (略)

(エ) 「5.6.6」の船舶とは、載貨重量トン数600トン以上の重質油
タンカーをいう。ただし、重質油以外のタンカーについても載貨
重量トン数600トン以上のものについては、次のとおり記載する
こと。

①～④ (略)

(ノ) 「5.6.7」は、該当する項目を×としその他は－とすること。

①～⑤ (略)

(ノ-2) 「5.6.8」は、該当する項目を×としその他は－とすること。
と。

①～③ (略)

(ノ-3) 「5.6.9」の船舶とは、船舶区画規程第110条の2の適用を受
けない載貨重量トン数5,000トン以上のタンカーをいう。

(ノ-4) 「5.7.1」の船舶とは、技術基準省令第17条第1号の規定を
満足する載貨重量トン数5,000トン以上のタンカーをいう。

(7) IOPP証書の記載例は、別紙(21)及び(22)のとおりとする。

別紙(22) (タンカーでNN船の場合)

第十二号様式 (第二十六条関係)

国際油汚染防止証書 (IOPP 証書) の追補

Supplement to The International Oil Pollution Prevention

Certificate (IOPP Certificate)

油タンカーの構造及び設備に関する記録

RECORD OF CONSTRUCTION AND EQUIPMENT FOR OIL TANKERS

の船舶をいう。以下本項及び「5.8.5」において同じ。)である載
貨重量トン数5,000トン以上の油タンカーをいう。

①～② (略)

(ウ) 「5.8.5」は、該当する項目を×としその他は－とすること。

①～③ (略)

(エ) 「5.8.6」の船舶とは、載貨重量トン数600トン以上の重質油
タンカーをいう。ただし、重質油以外のタンカーについても載貨
重量トン数600トン以上のものについては、次のとおり記載する
こと。

①～④ (略)

(ノ) 「5.8.7」は、該当する項目を×としその他は－とすること。

①～⑤ (略)

(ノ-2) 「5.8.8」は、該当する項目を×としその他は－とすること。
と。

①～③ (略)

(ノ-3) 「5.8.9」の船舶とは、船舶区画規程第110条の2の適用を受
けない載貨重量トン数5,000トン以上のタンカーをいう。

(ノ-4) 「5.9.1」の船舶とは、技術基準省令第17条第1号の規定を
満足する載貨重量トン数5,000トン以上のタンカーをいう。

(7) IOPP証書の記載例は、別紙(21)及び(22)のとおりとする。

別紙(22) (タンカーでNN船の場合)

第十二号様式 (第二十六条関係)

国際油汚染防止証書 (IOPP 証書) の追補

Supplement to The International Oil Pollution Prevention

Certificate (IOPP Certificate)

油タンカーの構造及び設備に関する記録

RECORD OF CONSTRUCTION AND EQUIPMENT FOR OIL TANKERS

<p>1 船舶の要目</p> <p>Particulars of ship</p> <p>1.1~1.10 (略)</p> <p>1.11 船舶の種類</p> <p>Type of ship:</p> <p>1.11.1~1.11.7 (略)</p>	<p>1.11.8 貨物艙原油洗浄設備を用いて運航する「原油タンカー」であるがクリーンバラストタンクを用いて運航する「精製油運搬船」としても指定された船舶であつて、それぞれの船舶の種類に対応し、別個の IOPP 証書の発給を受けているもの</p> <p><u>The ship, being designated as a “crude oil tanker” operating with COW, is also designated as a “product carrier” operating with CBT, for which a separate IOPP Certificate has also been issued</u> <input type="checkbox"/></p>
<p>2~4 (略)</p>	<p>1.11.9 クリーンバラストタンクを用いて運航する「精製油運搬船」であるが貨物艙原油洗浄設備を用いて運航する「原油タンカー」としても指定された船舶であつて、それぞれの船舶の種類に対応し、別個の IOPP 証書の発給を受けているもの</p> <p><u>The ship, being designated as a “product carrier” operating with CBT, is also designated as a “crude oil tanker” operating with COW, for which a separate IOPP Certificate has also been issued</u> <input type="checkbox"/></p>
<p>2~4 (略)</p> <p>5 構造(第18規則、第19規則、第20規則、第23規則、第26規則、第27規則、第28規則及び第33規則)</p> <p>Construction (regulations 18, 19, 20, 23, 26, 27, 28 and 33)</p>	<p>2~4 (略)</p> <p>5 構造(第18規則、第19規則、第20規則、第23規則、第26規則、第27規則、第28規則及び第33規則)</p> <p>Construction (regulations 18, 19, 20, 23, 26, 27, 28 and 33)</p>

5.1 第18規則の要件に従って、この船舶は、第18規則9の規定に適合する分離バラストタンカーとしての資格を有する。

In accordance with the requirements of regulation 18, the ship is qualified as a segregated ballast tanker in compliance with regulation 18.9

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

5.2 第18規則の規定に適合する分離バラストタンクは、次のように配置されている。

Segregated ballast tanks (SBT) in compliance with regulation 18 are distributed as follows:

タンク	容積 (立方メートル)	タンク	容積 (立方メートル)
-----	----------------	-----	----------------

5.1 第18規則の要件に従って、この船舶は、

In accordance with the requirements of regulation 18, the ship is :

5.1.1 分離バラストタンクを備え、かつ、防護的に配置すること及び貨物艙原油洗浄設備を備えることが要求されている。

Required to be provided with SBT, PL and COW
 5.1.2 分離バラストタンクを備え、かつ、防護的に配置することが要求されている。

Required to be provided with SBT and PL

5.1.3 分離バラストタンクを備えることが要求されている。

Required to be provided with SBT

5.1.4 分離バラストタンク又は貨物艙原油洗浄設備を備えることが要求されている。

Required to be provided with SBT or COW

5.1.5 分離バラストタンク又はクリーンバラストタンクを備えることが要求されている。

Required to be provided with SBT or CBT

5.1.6 第18規則の要求に従うことを要求されていない。

Not required to comply with the requirements of regulation 18

5.2 分離バラストタンク

Segregated ballast tanks (SBT)

Tank	ノリ Volume (m ³)	Tank	ノリ Volume (m ³)
F P T	12,300	NO. 6 WBFT (S)	8,840
NO. 2 WBFT (P)	8,760	A P T	1,253
NO. 2 WBFT (S)	8,840		
NO. 4 WBFT (P)	8,840		
NO. 4 WBFT (S)	8,840		
NO. 6 WBFT (P)	8,840		
		総容積 : 66,433 立方メートル	
		ノリ Total volume : 66,433 m ³	

(削る)

(削る)

(削る)

5.2.1 この船舶は、第18規則の規定に適合する分離バラストタンクを備えている。

The ship is provided with SBT in compliance with regulation1

5.2.2 この船舶は、第18規則12から第18規則15までの規定に適合するように防護的に配置されている、第18規則の規定に適合する分離バラストタンクを備えている。

The ship is provided with SBT, in compliance with regulation 1which are arranged in protective locations(PL) in compliance with regulations 18.12 to 18.15

5.2.3 分離バラストタンクは、次のように配置されている。

SBT are distributed as follows :

タンク Tank	容積 (立方メートル) Volume(m ³)	タンク Tank	容積 (立方メートル) Volume(m ³)
F P T	12,300	NO. 6 WBFT (S)	8,840
NO. 2 WBFT (P)	8,760	A P T	1,253
NO. 2 WBFT (S)	8,840		

NO. 4 WBT (P)	8, 840	
NO. 4 WBT (S)	8, 840	
NO. 6 WBT (P)	8, 840	
総容積 : 66, 433 立方メートル Total volume : 66, 433 m ³		

(削る)

5.3 クリーンバラストタンク

Dedicated clean ballast tanks (CBT) :

5.3.1 この船舶は、第18規則8の規定に適合するクリーンバラストタンクを備えており、精製油運搬船として運航することができる。

(削る)

The ship is provided with CBT in compliance with

regulation 18.8, and may operate as a product carrier

5.3.2 クリーンバラストタンクは、次のように配置されている。

(削る)

CBT are distributed as follows :

タンク Tank	容積 (立方メートル) Volume (m ³)	タンク Tank	容積 (立方メートル) Volume (m ³)
総容積 : 立方メートル Total volume : m ³			

(削る)

5.3.3 この船舶は、年月日付けの有効なクリーンバラストタンクの操作手引書を備えている。

The ship has been supplied with a valid Dedicated Clean

Ballast Tank Operation Manual, which is dated

(削る)

5.3.4 この船舶は、クリーンバラストタンクのバラスト操作及び貨物油操作のための共通の管系及びポンプを有している。

The ship has common piping and pumping arrangements for ballasting the CBT and handling cargo oil

(削る)

5.3.5 この船舶は、クリーンバラストタンクのバラスト操作のための別個の独立した管系及びポンプを有している。

The ship has separate independent piping and pumping arrangements for ballasting the CBT

5.3 (略)

5.3.1~5.3.4 (略)

(削る)

5.5 第18規則の規定の免除

Exemption from Regulation 18 :

(削る)

5.5.1 この船舶は、第2規則5の規定により 間の運航にのみ従事しており、従って、第18規則の要件は免除されている。

The ship is solely engaged in trade between in accordance with regulation 2.5 and is therefore exempted from the requirements of regulation 18

(削る)

5.5.2 この船舶は、第18規則10の規定により特殊なバラスト方式を用いて運航しており、従って、第18規則の要件は、免除されている。

The ship is operating with special ballast arrangements in accordance with regulation 18.10 and is therefore exempted from the requirements of regulation 18

5.4 (略)

5.4.1・5.4.2 (略)

5.5 (略)

<p>5.5.1~5.5.6 (略)</p> <p>5.6 (略)</p> <p>5.6.1~5.6.9 (略)</p> <p>5.7 (略)</p> <p>5.7.1 (略)</p> <p>6~11 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この改正は、平成30年3月1日から適用する。</p>	<p>5.7.1~5.7.6 (略)</p> <p>5.8 (略)</p> <p>5.8.1~5.8.9 (略)</p> <p>5.9 (略)</p> <p>5.9.1 (略)</p> <p>6~11 (略)</p>
---	--

